

第4 1 回共同通信社杯競輪開催ファンサービス業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目 的 第4 1 回共同通信社杯競輪（以下「共同通信社杯」という。）開催において、特別競輪の開催にふさわしいファンサービス（イベント）を実施し、売上増加・新規競輪ファンの獲得を目的とする。
- (2) 業 務 名 第4 1 回共同通信社杯競輪開催ファンサービス業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
※共同通信社杯開催期間：令和7年9月12日から令和7年9月15日まで

2 業務に要する費用（予定価格） 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※本業務に係る協議や各種打合せ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日まで、福井市物品調達等契約に係る指名措置等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

(8) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(10) 次のいずれかに該当すること。

① 過去に競輪競技において特別競輪のファンサービス業務（イベント業務）を実施した実績があること。

② 過去に福井競輪場でイベントを行った実績があること。

(11) 複数の事業者により構成される共同体の要件

① 共同体の構成員は3者以下とし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

③ 共同体の構成員は、上記(1)～(9)に掲げる事項を全て満たしていること。

④ 共同体の構成員のうち1者以上は、上記(10)の事項を満たしていること。

4 説明会

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年5月21日(水) 12時00分(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先 「14 担当部署(提出・問合せ先)」のとおり

(4) 回答日 令和7年5月23日(金)

(5) 回答方法 福井市ホームページに掲載

(6) 留意事項 回答は、質問者を伏せた形で福井市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容に

よって本プロポーザル方式による受託候補者特定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式2）

② 共同体結成届（様式3）

※共同体を結成する場合のみ、共同体を代表する者が提出すること。

③ 参加資格誓約書（様式4）

※共同体を結成する場合は、全ての構成員のもの

④ 会社概要（様式5）

※共同体を結成する場合は、全ての構成員のもの

⑤ 業務実績調書（様式6）

※業務実績を示す資料（契約書・報告書の写し）を添付すること。

※共同体を結成する場合は、共同体を代表するものが提出すること。

⑥ 福井市一般業務競争入札資格審査申請書を提出したことが分かる書類

※共同体を結成する場合は、全ての構成員のもの

※参加申込時点で資格者名簿に登録されていない者のみ提出すること。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和7年5月28日(水) 12時00分(必着)

(4) 提出方法 以下のいずれかによる。

i) 郵送（受取日時及び配送されたことが証明できる方法に限る。）

ii) 持参

(5) 提出先 「14 担当部署（提出・問合せ先）」のとおりに

(6) 留意事項 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（任意様式）を上記提出先に提出するものとする。

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書等を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を、参加資格審査結果通知書（様式7）により、令和7年5月30日(金)までに電子メールで連絡する。ただし、審査結果に係る説明は行わない。

8 企画提案書の作成及び提出

「7 参加資格審査の結果通知」にて、参加資格を有することが認められた者は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式8）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 参考見積書（任意様式） ※見積書の別紙として積算内訳書（任意様式）を添付すること。
- ④ 業務の実施体制、実施スケジュールが分かる書類（任意様式）
- ⑤ 再委託調書（様式9） ※再委託する場合のみ
- (2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
- (3) 提出期限 令和7年6月6日(金) 12時00分（必着）
- (4) 提出方法 以下のいずれかによる
 - i) 郵送（受取日時及び配送されたことが証明できる方法に限る。）
 - ii) 持参
- (5) 提出先 「14 担当部署（提出・問合せ先）」のとおり
- (6) 留意事項
 - ① 原則、A4版、横書きで、枚数は20ページ以内（表紙・裏表紙除く。）とする。
ただし、内容等に応じてA3版が適する場合には、片袖折りにして添付すること。
 - ② 仕様書及び「9 審査方法（2）審査基準」に沿って作成すること。
ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に揭示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。
 - ③ 副本は無記名で作成すること。
 - ④ 企画の提案は1者（1共同体）につき1案とすること。

9 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出したものによるプレゼンテーション書類審査を実施し、審査基準に基づき総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。プレゼンテーションの実施日等の詳細については、別途通知する。

① プレゼンテーション日時

令和7年6月11日(水) 午後（予定）

② 留意事項

- ・プレゼンテーションは、各提案者25分程度（説明時間15分、質疑応答10分）とするが、進行スケジュールにより変更することがある。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・出席者は3名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。また、事前の申し出によりオンラインによるプレゼンテーションを許可する。
- ・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。
- ・企画提案書に沿ってプレゼンテーションすること。

- ・PC、ケーブル等は持参すること。スクリーン及びプロジェクターは本市で準備する。
- ・当日の企画提案書等の差し替え及び追加資料の配布等は認めない。

(2) 審査基準

プロポーザルは、以下の審査基準に基づき、合計100点満点で審査する。最低基準点は合計点で50点と定め、最低基準点に満たない場合は受託候補者としない。

審査項目	審査内容	配点
提案者の業務実績	・過去に十分な業務実績を有しているか ・業務実績が本業務に有効に活かされるか	10
業務遂行能力	・人員及び協力企業等、業務を円滑かつ安定的に遂行できる実施体制、スケジュールとなっているか	10
企画提案内容	・車券購買の促進に繋がる企画であるか	15
	・全国的な新規競輪ファンの獲得に繋がる企画であるか	15
	・幅広い世代の来場促進に繋がる企画であるか	15
	・福井のPRに繋がる企画であるか	15
	・競輪の健全性（競輪の目的が社会還元の最大化であること）を幅広くアピールできる企画であるか	10
見積額	・コストパフォーマンスに優れ、必要となる費用・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか	10
合計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対し、令和7年6月中旬（予定）に、プロポーザル審査結果通知書（様式10）及び福井市ホームページで通知する。なお、審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

10 日程

手続き等	期日・期限
実施要領等の公表	令和7年5月14日(水)
プロポーザル参加申込書の提出期間	令和7年5月14日(水) ～5月28日(水) 12時00分（必着）
質問期限	令和7年5月21日(水) 12時00分（必着）
質問回答期限	令和7年5月23日(金)
参加資格審査の結果通知	令和7年5月30日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年6月 6日(金) 12時00分（必着）

審査（プレゼンテーション）	令和7年6月11日(水) 午後 ※予定
審査結果の通知	令和7年6月中旬 ※予定
業務委託契約締結	令和7年6月中旬 ※予定

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、実施要領に違反した場合

12 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

また、次の場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないおそれがあるとき。
- (3) 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- (4) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託契約が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合
- (5) 契約の締結期限までに資格者名簿への登録が確認できないとき。

13 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 提出期限後における応募書類の再提出及び差替えは認めない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「14 担当部署（提出・問合せ先）」に提出すること。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (6) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (7) 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (8) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし提案

者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、福井市ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者を掲載する。

(9) 企画提案の内容については、「14 担当部署（提出・問合せ先）」と関係団体との協議のうえ、変更して実施することがある。

(10) その他、不明な点については、「14 担当部署（提出・問合せ先）」に照会すること。

14 担当部署（提出・問合せ先）

〒910-0858 福井県福井市明里町2番65号

福井市商工労働部公営競技事務所 担当：中村

TEL：0776-34-3000 FAX：0776-36-0858

E-mail：keirin@city.fukui.lg.jp